

令和8年5月15日

## 宮城県女川町「使用済核燃料税」の新設

宮城県女川町から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される女川町使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県女川町
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の保管
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 （使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。）
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1キログラムにつき620円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約2.9億円
課税免除等	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	令和8年度から令和12年度までの5年間

- ・ 令和7年12月25日 女川町議会にて条例案可決
- ・ 令和8年1月16日 総務大臣協議
- ・ 令和8年5月15日 総務大臣同意
- ・ 令和8年5月20日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。